

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

## 第 4 回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 平成 31 年 2 月 13 日 19 時 00 分  
至 平成 31 年 2 月 13 日 20 時 00 分
- 2 場 所 上富良野町役場 3 階 第 3 会議室
- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・木津 晴美・四釜 充啓

保険医・薬剤師代表 渋江 久・松井 英治・小玉 格

被 保 険 者 代 表 五十嵐 順美・喜多 静子・花田 久泰

被用者保険等保険者代表

(欠席委員 内田 伸市)

事 務 局 副町長・町民生活課長・総合窓口班主幹

菊池主任保健師・三好主査・用川主事

### 4 付議議題

- ・平成 30 年度国民健康保険特別会計補正予算について
- ・平成 31 年度国民健康保険法等改正案について
- ・平成 31 年度国民健康保険特別会計予算（案）について

副町長挨拶	
副町長	<p>皆さんこんばんは。本日は夜分お疲れのところ、第4回目の国保運営協議会にお集まりいただき大変ありがとうございます。国保の運営につきましては、平成30年度から北海道との共同運営ということで、広い範囲の中で事業運営が開始されました。特に大きな支障もなく順調に1年が経過しようとしています。財政運営上については、これまでのように医療費の状況で一喜一憂することはなくなりましたが、北海道全体として、高齢化とともに医療費が増加していくことは避けられないと思っています。そのようなことから道に収める納付金がどのようになっていくか一抹の不安があるのも現状です。本日は今年度の給付の状況、特定健診受診率の状況についてご報告させていただきます。諮問事項については3月議会に向けて第4号の補正予算、そして平成31年度の新年度予算、併せて条例改正につながる法改正の概要について、ご審議をお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いします。</p>
会長挨拶	
会長	<p>皆さんお晩でございます。2月中旬ということで、立春も過ぎ暖かくなってきたと思っていたころ、先週から大寒波により、寒い日々が続いています。そんな中、本日はお集まりいただきありがとうございます。去年の暮れからインフルエンザが大流行しまして、全国的にテレビ等で報道があったと思いますが、我が町においてもかかった人が多いのではないかと思います。今はやっと落ち着いてきたという状況だと思いますが、まだまだ油断できませんので、皆さん注意していただきたいと思います。先ほど副町長からもお話しいただきましたが、今年度から国保の運営が道との共同運営となり、1年が経過するところです。後ほど給付状況について説明がありますが、今年度は順調に推移しているという状況です。また新年度にあたっての予算編成ということで、皆さんの忌憚ないご意見をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。</p>
町民生活課長	<p>規則第5条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進行でお願いします。</p>
会長	<p>会議録署名委員については規則第9条第2項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。公益代表から木津委員、医師薬剤師代表から小玉委員にお願いしたい。</p>

1 報告事項	
(1) 平成 30 年度国民健康保険給付の状況について	
事務局	議案 P1～3 により説明
<p>1 ページ右上の年間平均被保険者数については、昨年の同時期と比較しまして、111 人減少し 2,513 人となっています。(1) の給付状況であります。被保険者数の減少に伴い受診件数が昨年と比較し 96.22%となっています。しかし、1 ページ中段の 1 人当たりの費用額と保険給付費については、前年対比 105.17%、105.87%と 5%程度増額となっています。要因としては、2 ページの中段以下の療養の給付内訳を見ていただきたいのですが、入院が前年と比べて、件数で 102.33%、日数で 112.83%と外来受診は減っていますが、入院が増えていることで 1 人当たりの給付が増加しているという状況です。これは、前年と比較すると脳血管疾患や悪性新生物による入院が前年よりも多く発生していることが要因であると分析しています。次に 3 ページのグラフから確認できることとして、左の表の全体の保険者負担額は、赤い折れ線グラフが平成 30 年度ですが、例年と大きく増加している訳ではないということがわかると思います。一方で、右の表の高齢者 70 歳以上の表では、5 月と 6 月に例年を大きく上回る給付があり、3 月診療から 11 月診療を平均しても前年と比較し 1 か月当たり 140 万円程給付が増加しています。</p> <p>年々被保険者数は減少していますが、70 歳以上の被保険者が占める割合は増えており高齢化が進んでいることも 1 人当たりの医療費が増加している要因となっています。</p>	
(2) 平成 29 年度特定健診受診率全道順位の公表結果について	
主任保健師	議案 P4 より説明
<p>平成 29 年度の特健診受診率の結果が公表されましたのでご報告いたします。</p> <p>当町の道内順位は 3 位、受診率は 70.6%となっており、昨年度と比較し、順位は 1 つ下がりましたが、受診率は 70%を維持しています。当町と同規の市町村は、9 保険者あり、同規模平均受診率は 44.2%となっています。</p> <p>先ほど医療費の状況の説明がありましたが、脳血管疾患の中でも今年度は脳出血が増えています。脳血管疾患で 1 か月 30 万円以上の医療費がかかった方が 19 件(昨年 3 件) いました。19 件中 15 件は、脳出血によるものです。そのうち 2 件の事例</p>	

を紹介しますが、国保加入前に脳出血により入院し治療を続けていました。脳血管疾患は、リハビリも含めて入院期間がとても長くなります。1か月あたり100万円ほどの医療費ですが、長期間の入院により医療費が高額になっていきます。19件という人数は少ないですが、長期間の入院により医療費が膨れ上がっていきます。

平成20年度から特定健診・保健指導の実施主体は医療保険者となりました。北海道協会けんぽの実態を見ると特定健診受診率・保健指導実施率は全国でも低く、保健指導が実施されていない状態です。当町では現在、町の保健師が事業所に保健指導に入っているのは高橋建設の1か所のみです。今後、住民が職場健診、事業所健診を受ける期間が長くなっていく時代となっています。1か所でも多く、町の保健師が保健指導に入れる機会を増やしていきたいと思っていますのでよろしくお願い致します。

## 2 諮問事項

### (1) 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算について

事務局

議案P5～7により説明

既決予算総額1,354,488千円に歳入歳出それぞれ41,955千円を追加し、総額を1,396,443千円とする補正

補正の概要

- ① 国民健康保険税の実績見込に伴う補正
- ② 療養給付費等の実績見込に伴う補正
- ③ 職員給与費等及び北海道調整交付金に伴う保険事業費の繰入金及び繰出金の補正

歳入の「国民健康保険税」につきましては、当初見積りよりも所得状況・収納率向上に伴い17,569千円を増額補正するものです。次に「道支出金」については、保険給付費等交付金（普通交付金）で22,655千円増額、次の「繰入金」については、職員給与費等で556千円減額、保険事業費で2,287千円の増額、合計1,731千円の増額補正です。続きまして、歳出の「総務費」ですが、職員給与費の手当等が見込みより減額のため、556千円の減額補正です。次に「保険給付費」ですが、今年度の実績及び今後の見込みより療養給付費で12,050千円、高額療養費で10,605千円それぞれ増額し合計22,655千円の増額補正です。次の「諸支出金」ですが、

	インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンの予防接種料の額確定に伴い、2,287千円の増額補正です。次の「予備費」ですが、先ほど歳入で説明しました「国民健康保険税」の増額分と同額の17,569千円を増額補正するものです。
	6ページ7ページについては、補正額を含めた全体の予算です。
会 長	ご意見ご質問ございませんか。なければ3月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)
	(2) 平成31年度国民健康保険法等改正案について
事 務 局	議案P8により説明
	政府は1月25日に平成31年度の国保料について高所得者の賦課限度額、低所得者の軽減判定所得の基準額を引き上げる国保法施行令の一部改正政令を公布しました。改正に伴い、町の条例についても基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に、また、減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定額についても5割軽減を27万5千円から5千円引き上げとなる28万円に、2割軽減を1万円引き上げとなる51万円とする改正案となります。平成30年度では約100世帯が限度額超過世帯となっており改正後の限度額となることで10世帯減少となる90世帯は限度額超過世帯となる試算となっており、90世帯は3万円の増額となることから270万円程増額となる予定です。また、減額の対象となる軽減判定所得算定額の改定した場合は、10世帯20人程度の方の軽減が拡大される試算となっております。
会 長	ご意見ご質問ございませんか。なければ3月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)
	(3) 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について
事 務 局	議案P9~11により説明
	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,199,071千円となっています。昨年の当初予算が1,223,672千円でしたので、総額にして24,601千円の減額となりました。
	予算の概要ですが、国保税の収入見込みとして、後期高齢者医療保険への加入に

よる減少を主な要因として、前年度予算から 18,876 千円の減収を見込んでおります。これは、平成 31 年度の被保険者数は前年度より 166 人の減少となる 2,400 人での試算となります。次に、道の負担金交付金の都道府県補助金保険給付費等交付金普通交付金については、歳出の保険給付費と同額になりますが、過去 3 年間の給付実績から推計した金額となっております。また、特別交付金については、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健診等負担金分で、平成 31 年度は 18,577 千円の歳入を見込んでいます。平成 30 年度から新設されました、財政安定化基金交付金については、市町村において保険料収入不足や予期せぬ医療給付増が生じた場合に資金の貸付を行う事業に対する予算となりますが、上富良野町においては、現在の会計状況において借入れが必要な状況ではないため科目を起すための 1 千円のみ予算措置となっております。続いて、一般会計繰入金等がありますが、被保険者数の減少が見込まれるため、保険税の軽減対象世帯数も減少が見込まれることから、保険基盤安定軽減・支援分について前年より減少を見込んでいます。諸収入の特定健診受診徴収金については、平成 30 年度までは特定健診受託料を、受診徴収金を差し引いた支出のみで予算していましたが、平成 31 年度より、特定健診受診料を歳入で受け、特定健診委託料総額を支払うこととなりましたので、歳入歳出それぞれが増額となっています。次に歳出ですが、まず一般保険者療養給付費の見込につきましては、普通交付金にてもご説明しましたが、過去 3 年間の給付実績から推計しています。療養費・高額療養費については、現在の支出状況にて推計した額を予算措置しています。事業費納付金については、道の算定により、一般納付金基礎額（医療分）、後期高齢者等納付金基礎額、介護納付金基礎額等を道に納付する額となりますが、前年度より 8,641 千円減額となっています。また、10 ページ 11 ページについては、詳細となっておりますので説明は省略させていただきます。

松井委員 特定健診事業費が 4,088 千円増額しているが、新たな事業を行うということでしょうか。

事務局 先ほども少し説明しましたが、平成 30 年度までは受診者の自己負担分は健診機関が直接徴収し、国保会計からは自己負担分を差し引いた分の委託料を支出していました。平成 31 年度からは国保会計で受診徴収金を歳入として受け、委託料の全額を健診機関に支出するように変更します。歳入と歳出ともに増額しますので、新

たな事業を行うということではありません。

会 長           ご意見ご質問ございませんか。なければ3月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。

各委員           (他に意見なし。賛成多数、承認される。)

### 3 その他

事 務 局           現在の委員の皆様の任期が8月末までとなっており、委員改選の時期となっています。近くなりましたら皆さんにお声掛けをさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。また、平成30年度の国保制度改正に伴い、現在の任期2年から3年へと変更になります。

会 長           以上、報告案件、諮問事項がありましたが、他に何もなければこれで本日の運営協議会を終わります。

20時00分終了